

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月11日（平成29年（行個）諮問第7号）

答申日：平成29年7月18日（平成29年度（行個）答申第69号）

事件名：本人の労働災害に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日に発生した私の労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害時監督復命書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表3の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月28日付け大個開28-156号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 諮問庁が平成28年9月30日付けで受付をした審査請求書の内容

ア 組み立て作業中と開示しておらず、不服申し立てをしたい。弁護士特定氏名Aに相談した結果、労働局の開示では裁判ができない。真実の開示請求を求めます。

イ 特定年月日Xの事故。ホイストクレーン、特定氏名Bが二点釣り、審査請求人がナット4つをしめる作業。特定氏名Cがもってくる製品、ボルトが出てこなかった。なぜボルトが入らなかったのか。特定氏名Dが特定氏名Bにクレーンを上げるように指示。危険だと思ったので、審査請求人は点検口の外に逃げた。特定氏名Dが目の高さまで上げた状態で黄色のビニール紐で締めて、片側をつけてしまった。その片側をビニール紐でつける際に、7キロの扇型の鉄を落としてしまった。

この労災は、ビニール紐と上げた状態の事故です。上げた状態で作業したこと。ビニール紐を使用したこと。

ウ 特定氏名B, 責任者が, 安全確認はさせな, やめろとも言っていない。注意もしていない。

特定月日Yに, 特定労働基準監督署に行き, 特定職員aに10時に待ち合せて, 2時間ヒアリングをした。

開示で, 組立作業中のことで, 特定氏名Dと特定氏名Eの事故内容が書いてない。おりること。締めること。

特定氏名Cが, 安全確認を連呼とか, 安全確認とか, 点検口に手を置くとか, 特定氏名Cと特定氏名Gが, 皆でヒアリングしたとか, 安全確認を連呼とは, 特定氏名Cは, 全然教えていない。いつもパソコンで机にいて, 全然教えていない。特に, 審査請求人は, ヒアリングにいません。嘘の証言をして責任者(特定氏名C)の処分を軽くするだけ。

エ 特定年月日Z, 特定職員aに, 審査請求人の相談にて, 蝶番(溶接台)に, 特定氏名Bが鉄を組んだ場所に4本のボルトが下りなかったのか。

ビニール紐を結んで, すべてしっかり結べなかったのが落下させたのが原因と相談しました。

品物を買うのに, 特定氏名Gの承諾が必要で, 全く買ってもらえない。審査請求人も最初は, ロープを買ってくれなく, 前の会社の仕事で使っていたロープ30メートルを1カ所切れていたところを結んで, ずっと自分のロープを使っていた。

特定氏名Gは, 湯水のように, カード使い, やりたい放題で(特定氏名)も全く注意せず, それも原因だと思う。ビニール紐を上げた状態だと無理な作業だ。無責任な体制と言わざるをえない。

事故後, 審査請求人は, 救急車を20から30分待ったが, 来なかった。薬指が落ちて, くの字になった。

オ 高いところから落下されて, 何回もリバンドして, 点検口の外に飛んできた, 薬指に当たった。当たる場所が悪かったら肋骨が折れたかもしれない。特定氏名Fの車で, (特定法人名)の病院へ

特定氏名Dと審査請求人の妻が口論して, 会社がつぶれたあなたの責任だと話した。

特定氏名Fとヒアリング。安全確認を連呼し, 待避台とか, 点検口に手を置いたか, 作業工程の事ばかり書いていて, 誰が誰とが, どんな作業で, 責任者がどんな行動をしたのか, 注意したのか, 今後, 安全確認するのか, 事故前は安全確認できない。フィリピンで仕事がなく, 日本に来て, 特定氏名Cが教えていない, いつもパソコンを見て, 現場に来ない。

カ 特定年月日Wに, 特定氏名Cから審査請求人に電話がありました。

4人のところに2人で仕事をさせ、3分の1の残業で商品在庫もできない。あなたが一番の責任です。特定氏名Cが原因ですよ。特定氏名Cは怒って電話をきりました。

キ 特定年月日X，労災事故，何故，15時30分なのに，その日作業をしなければならないのか。

羽根の軸のピンが折れてしまった。さびた外のカバーを外注に出した3週間かかった吸引ができない。事故3日前に吸引の装置が故障した。

特定氏名Eと審査請求人が仕事でスプレッドライカーしたが、使い方、全く知らない。前には特定氏名Hと審査請求人したが、スキルある特定氏名Hを辞めさせた。4人が必要だったのに、特定氏名Eと審査請求人はスキルない。ホッパーの下に穴ある所に、太い針金で上下に積まらないようにするのだ。施工してから70年以上で設備投資していないから。だから、特定年月日X，特定氏名Cと商品の社長に催促されて会社にこられた。相談中に事故した事。（特定氏名）は来なかった。審査請求人は、ドライバー仕事をしていたときは、4人でスプレッドラーしていた。どんなに朝8時から18時、終わって、19時でも在庫も多くあったのに、機械の故障も少なく作業していました

労災から1年以上前，特定氏名Iを50年以上働いた，スキルのある人，ペナルティー200万円を支払わせ，辞めたこと。

ク 特定氏名Eは，前の会社で，機械を壊して罰金20万円あって，すぐに切れやすいタイプの方で教えてくれた方に，手を出して事で，警察に届けない代わりに，即解雇された。だから，審査請求人と特定氏名Eのスプレッドラーで2人の仕事は，特定氏名Hの在庫のよりも，全然在庫ができなかった。

特定年月日Xの労災は，特定氏名Cが引き起こしたことが原因で，全部，特定氏名Cの責任で，自業自得だと審査請求人は思います。

追伸，特定氏名Gは，フィリピンで4件の賃貸物件をすでに建っています。146百万円使い込んでいますね。特定氏名HとIが一所懸命に働いて3分の1の残業の上にペナルティーを給与から引かれ，特定氏名Iは，姉の肩代わりに200万円支払っています。

どうか，どうか，特定氏名CとGを刑務所に入れることができないでしょうか。

特定年月日U，重鎮の特定氏名Iに会いました。2級ボイラー免許取得，施工の仕事もしていて特定会社では，絶対に必要な人物だったのに。

ケ 特定年月日U，特定氏名Iが，特定氏名Cに言われて，解雇処分に

なったそうです。そして2つの労災の事を話しました。先代の会長の後を継いだ方が、特定氏名Cで、全く苦勞がないのでわがままに生まれたそうです。その場、その場で教えて、20分から30分で、それで覚えろと言う状態。だから特定氏名Hを教えるのに、1年、2年でも覚えられない。

設備投資が全くない。独断の考えを貫くタイプ。相手の考えを絶対に聞かない。審査請求人と特定氏名Iは同じ考え方でした。

弁護士特定氏名Aに言われ、商品の差し押さえをするので、特に先の特定会社調べるように。特定会社x, y, zの事を教えてもらった。

だから、スキルの2人が辞めさせ、商品の在庫ができなく、辞めた人のスキルがなくなってしまった。それに人手不足で確認もできなく、負の連鎖が起きて労災が起きてしまう。

コ 特定年月日X, 特定氏名I, 教える人がなく、それに免許70年間、玉掛け, 2級ボイラー, フォークリフト, クレーンホイスト, 免許習得がない。今も2級ボイラーの特定氏名Iが辞めていた。特定氏名Cがフィリピンに2週間行っている時、ボイラー免許を誰も持っていない。近所、爆発したら大変ですね。

特定年月日Tの労災。絞りの機械。今も陥没している。ラグビーのボールの型を備え付ける仕事。角材の長方形であわせたのですが、繊維の高さまでいけなく、リフトのつめ先ですることになった。

ミーティングでは、審査請求人、特定氏名C, 特定氏名Jの3人で仕事。特定氏名Jが特定氏名Cを呼びに行ったが来なかった。

リフトで少しずつ前に行き、ちょうどの所に来た所で陥没している前の右のタイヤがはまって、審査請求人の右指にあたる。

サ ボイスレコーダの内容を、USBメモリーで諮問庁に送った。

労災の8号について、特定氏名Cは、特定年月日X, 監督署に連絡せず、だから、労災事故時、救急車、警察が来ないことを話した。特定氏名Cが、8号の会社の欄にかかってに書くなと怒る。審査請求人は、2週間も監督署に連絡せず、いいのかと言いつ返した。

特定氏名Cは、審査請求人のことを仕事ができないと言った。審査請求人の妻は泣き、特定氏名Cに、朝6時家を出発して、帰ってくるのが23時ごろ。どこが仕事できないのですか。主人を殺す気ですかと言っています。

事務所、特定氏名Fは、審査請求人の妻に、労災事故後、会社に電話して、今後、どんな補償は、どんなにするのか。会社はまだ責任はないと言っていました。特定氏名Cは、特定氏名Fを止めることができず、隣にいたが弁解もなかった。

シ 音声です。USBメモリー。これは感じたことで音声なし。これが特定氏名Fのやり方です。事実でないこと、相手を追い詰めること、特定氏名Fの思いで、労働者をおどす（労働者を辞めさす）、特定氏名Fは、罵声をかけて、あとは特定氏名Cが処分をくだす。何人も何人もこのやり方で捨て駒のように。

特定氏名CとFは、審査請求人に言いました。点検口からもっと離れていれば、こんな事がなかった。点検口の前に手を置いたと。審査請求人は言った。作業工程は下までホイストクレーンで下げて、審査請求人がネジをつける仕事は何故、特定氏名DとEの作業は良いのですか。特定氏名Cは言った。そんなの関係ない。審査請求人は何故、三本は止めなかったのか。特定氏名Cは何も聞いていない。

審査請求人は点検口の前に手を置いていない。そばにいた特定労働基準監督署の特定職員bは、そんなの関係は、落とした原因が必要だと言ってくれたのですが。

ただし、特定氏名CとFは、8号用紙の災害の発生状況は審査請求人の事実ではなく、特定氏名CとFのヒアリングを書け、会社の欄に印鑑を押せないと言っています、

ス 音声です。USBメモリー。その結果は、特定年月日Xの労災は、給与金は7月中ごろに振り込みされた日。労災なのに健康保険なし。本当に地獄の生活でした。

特定労働基準監督署の特定職員b, c, dの3名は、あなた方が知っているように懲戒処分で飛ばされた。処分受付前、特定氏名CとFの処分をして欲しかった。

特定氏名Fは、こんなことをしてから、審査請求人はただではすまないからな。今後行く時にこのことを話すと言っていました。

特定氏名Fに、特定年月日Sごろから司法手続きをしています。一番腹がたったのは、特定職員c, dが先に帰ったことです。特定氏名CとFに、どんなことを言われた事、音声は最後の方にあります。

セ 特定年月日X事故の聞き取り（特定年月日から特定年月日）

以下、ヒアリングに拠る聞き取りを纏めた内容です。

聞き取り現場作業員（特定氏名4名）

(ア) 社内工場、スプレッドライヤー装置下部

(イ) 機械組時

(ウ) 機械部品（スペーサー）

(エ) 落下の可能性があり、安全確認を連呼し、安全確認、退避後に点検口に手を置いてしまった。

また、点検口内部に滑り止めの為にプラスチックのプレートを落

下部分に敷いていた為落下部品がバウンドし、左手（甲）に当たった。

（オ）左手、薬指を複雑骨折する重大事故が発生。

特定氏名CとFのヒアリング。

（2）諮問庁からの補正の依頼をうけて、審査請求人より以下のとおり、補正された審査請求書及び別添文書が提出され、平成28年10月24日に諮問庁が受付した。

ア 補正した審査請求書について

（ア）請求の趣旨及び理由

組み立て作業中に、か弁護士（原文ママ）が、なせ説明を書いたのか（原文ママ）

（イ）審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由

特定年月日、労災、3回の立ち入り検査、特定年月日Xの労災を請求したが、特定年月日d労災で、特定年月日Xの労災、3回の立ち入り検査かつ開示していない。

イ 補正した審査請求書の別添文書について

（ア）特定氏名A、組み立て作業中の仕事で説明してない事で、裁判できないこと。

（イ）特定年月日X労災で、ビニールの紐を結んで緩んで、7キログラムの鉄が落下してたのに当たったが、書いていない。特定氏名DとEが、ホイストクレーンが下がる仕事に、特定氏名Bの指示で、上げた仕事したので7キログラムの鉄が当たった。

特定年月日T、特定氏名J、H、Cの中で、特定氏名Cは逃げて現場に来なかった。リフトのつめの先に作業中に下の階段がリフトの前のタイヤにはまって、右手の中指4針を縫う労災で（特定氏名）自費負担。労災隠蔽

3回の立ち入り調査で（特定労働基準監督署）の特定職員aが、1回目3分の1の残業で3分の2が未払い、タイムカード設置と聞いています

あと2回は、特定職員aに聞いて開示の請求をします。

（3）その後、諮問庁からの2回の補正の再依頼をうけて、審査請求人が、審査請求に係る処分があったことを知った年月日、処分庁からの開示決定通知書の文書番号を回答した際に、以下のとおり、文書が提出され、平成28年12月19日に諮問庁が受付した

ア 早く早く手続きをしてください。

第1裁判は来年にします。決定です

退職日は、特定年月日Rにしています。労災がきれた日です。

イ 大阪労働局、労働相談コーナー、特定年月i、事務官が代表取締役

に早期雇用保険の手続きをするように話した。

その日、社長から退職届を出せば、すぐに送るとの電話があり。未だに雇用手続きがない。

ウ 三人の弁護士で、今特定氏名K先生に弁護を頼んでいます。もう十分な裁判ができるが、相手が全然認めない事で、十分にせんさ（原文ママ）すると言っていました。

来年、弁護士に賃金を支払って、容疑者（社長）の裁判になります。弁護士と容疑者2名裁判が決まりました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3では「請求人」という。）は、平成28年6月30日付け（同年7月4日受付）で大阪労働局長（以下、第3では「原処分庁」という。）に対して法12条1項の規定に基づき「平成27年特定月日に発生した私の労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害時監督復命書」（本件対象保有個人情報）に係る開示請求を行った。

これに対して、原処分庁は平成28年7月28日付け大個開第28-156号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年9月28日付け（同月30日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち下記3(3)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人の労働災害に関連して特定労働基準監督署による特定事業場に対する監督指導に係る関係書類であり、別表1に掲げる文書番号1ないし3の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、下記(ア)及び(イ)に記載する情報は、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別できる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成した文書の一部（別表1の文書番号2）

文書番号2のうち、4頁及び5頁の部分は専ら業務処理上必要な

情報であり、請求者個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

(イ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書の一部（別表1の文書番号3）

対象文書3のうち15頁を除く部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、当該文書には、請求者個人を識別できる情報が含まれていないことから請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 監督復命書及び続紙（別表1の文書番号1）

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書番号1②の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限

を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、対象文書1の②には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

対象文書1の①及び③の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や

人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の①には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものが含まれていることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書1の④は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 担当官が作成又は収集した文書（別表1の対象文書2）

対象文書2は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、さらに検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（別表1の対象文書3）

対象文書3①は当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、

労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

文書番号の1の⑤は、該当箇所がいずれも空欄となっており、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「労働局の開示だと裁判ができない」「真実の開示を請求求めます」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)ウで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成29年1月11日付け厚生労働省発基0111第4号により諮問した平成29年(行個)諮問第7号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、併せて保有個人情報に該当しないことについて下記のとおり、追加して説明する。

(1) 別表1の文書番号1「監督復命書」について

不開示部分のうち、1頁目の「No」欄、「違反法条項・指導事項等」欄、「是正期日(命令の期日を含む)」欄、「確認までの間」欄、「備考1」欄及び「備考2」欄については、法14条3号イ、5号及び

7号イ，3頁目の8行目ないし26行については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当すると判断するものであるが，当該部分については，平成27年特定日に発生した審査請求人の労災事故以外の記載であり，さらに当該文書に記載された情報が他の情報と照合することにより，審査請求人を識別することができる情報も含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

- (2) 別表1の文書番号1「監督復命書」の8頁，9頁，12頁，13頁，18頁及び19頁について

不開示部分のうち，別表1の文書番号1の不開示部分欄の①については，法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イ，不開示部分欄の③については，法14条3号イ，5号及び7号イ，「面接者職氏名」欄については，法14条2号に該当すると判断するものであるが，当該文書は対象事業場における平成27年特定月日に発生した審査請求人の労災事故以外の情報が記載され，審査請求人に係る個人情報は含まれておらず，さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

- (3) 別表1の文書番号2「担当官が作成した文書」の6頁及び文書番号3（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書）の15頁について

不開示部分のうち6頁及び15頁については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当すると判断するものであるが，当該文書は審査請求人が請求する「平成27年特定月日に発生した審査請求人の労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害時監督復命書」以外の文書であり，本件保有個人情報の開示請求に係る対象行政文書ではないことも併せて説明することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年1月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年5月11日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年7月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，「平成27年特定月日に発生した私の労災事故に関し

て特定労働基準監督署が調査した「災害時監督復命書」に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示部分が足りないとして原処分を取り消し、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表2の文書番号1（監督復命書）、文書番号2（担当官が作成した文書）及び文書番号3（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書。15頁を除く。）について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、審査請求人が請求する「平成27年特定月日に発生した審査請求人の労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害時監督」の処理の過程で判明した審査請求人の労働災害以外の事案に係る監督指導に関する情報及び当該監督指導に関して特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書に記載された情報であり、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

上記2において保有個人情報に該当しないとした部分を除いた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

(1) 別表3の文書番号1（監督復命書）について

ア 「労働者数」、「外国人労働者区分」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄について

(ア) 「労働者数」（下記(イ)を除く。）及び「最も賃金の低い者の額」の各欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施したこと

により判明した特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う相談及び監督における調査の手法・内容等が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 「労働者数」欄のうち「男」、「女」、「全体」、「外国人」及び「企業全体」の各欄、「労働組合」欄並びに「週所定労働時間」欄については、臨検監督当時に審査請求人が勤務していたことから、審査請求人が知り得る情報であるとは認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「参考事項・意見」欄について

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施した方法、臨検監督を実施したことにより判明した内容及び事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は上記ア（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「監督年月日」、「署長判決」及び「別添」の各欄について

- (ア) 「監督年月日」欄については、原処分で既に開示されている文書番号1の8頁及び12頁の記載から、審査請求人が推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由

があるとも認められない。したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、当該各欄に記載された内容は、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日(命令の期日を含む)」、「確認までの間」、「備考1」及び「備考2」の各欄について

当該各欄の不開示部分に記載された内容は、法違反条項、指導事項及びその是正期日に係る情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法14条3号イに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「面接者職氏名」欄について

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施した際に面接した関係者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表3の文書番号2(担当官が作成した文書)について

当該部分は、労働基準監督官が行った監督指導に関し、特定労働基準監督署が特定事業場に対して交付した文書の控えである。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表3の文書番号3(特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書)の15頁について

諮問庁は、当該部分について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号に該当すると主張しているが、その一方で、本件開示請求の対象となる保有個人情報には該当しないとも説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分は、平成27年特定月日に発生した審査請求人の労働災害以外の事案に係る情報であり、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当するとは認められない。したがって、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3の3欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、別表3の文書番号3の一部に記録された情報は、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 文書番号, 文書名, 頁			2 原処分において不開示とされている部分	3 不開示情報該当性
番号	対象文書名	頁		
1	監督復命書	1 頁ないし 3 頁, 8 頁, 9 頁, 12 頁, 13 頁, 18 頁及び 19 頁	① 全ての「労働者数」欄, 「外国人労働者区分」欄, 「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄, 1 頁の「最も賃金の低い者の額」欄, 8 頁の「参考事項・意見」欄のうち 1 行目 22 文字目及び 2 行目ないし 5 行目, 9 頁の「参考事項・意見」欄全て, 12 頁の「参考事項・意見」欄のうち 1 行目 22 文字目並びに 2 行目ないし 5 行目, 13 頁の「参考事項・意見」欄全て, 18 頁の「参考事項・意見」欄のうち 1 行目 12 文字目, 13 文字目及び 20 文字目並びに 2 行目ないし 5 行目, 19 頁の「参考事項・意見」欄全て	法 14 条 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ
			② 3 頁の「参考事項・意見」欄のうち 5 行目 10 文字目ないし最終行	法 14 条 2 号, 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ
			③ 全ての「監督年月日」欄及び「署長判決」欄, 1 頁及び 2 頁の「No」欄, 「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日(命令の期日を含む)」欄, 「確認までの間」欄, 「備考 1」欄, 「備考 2」欄及び「別添」欄, 8 頁, 9 頁, 12 頁, 13 頁, 18 頁及び 19 頁の「監督種	法 14 条 3 号イ, 5 号及び 7 号イ

			別」欄， 8 頁， 1 2 頁及び 1 8 頁の「家内労働委託業務」欄， 「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄	
			④「面接者職氏名」欄	法 1 4 条 2 号
			⑤全ての「完結区分」欄， 1 頁の「家内労働委託業務」欄， 「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄， 8 頁， 1 2 頁及び 1 8 頁の「最も賃金の低い者の額」欄	新たに開示
2	担当官が作成した文書	4 頁ないし 7 頁	① 6 頁及び 7 頁	法 1 4 条 2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ
			② 4 頁及び 5 頁	保有個人情報非該当
3	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書	1 0 頁， 1 1 頁， 1 4 頁ないし 1 7 頁及び 2 0 頁ないし 2 6 頁	① 1 5 頁	法 1 4 条 2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ
			② 1 5 頁以外の全て	保有個人情報非該当

別表 2

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分			2 保有個人情報該当性
番号	文書名	非該当部分	
1	監督復命書	1 頁の「No」欄，「違反法条項・指導事項等」欄，「是正期日（命令の期日を含む）」欄，「確認までの間」欄，「備考 1」欄及び「備考 2」欄，3 頁の「参考事項・意見」欄のうち 8 行目ないし 26 行目，8 頁，9 頁，12 頁，13 頁，18 頁及び 19 頁	該当しない
2	担当官が作成した文書	4 頁ないし 6 頁	該当しない
3	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書	10 頁，11 頁，14 頁，16 頁，17 頁及び 20 頁ないし 26 頁	該当しない

注 1 別表 2 は，諮問庁が理由説明書（第 3 の 1，以下同じ。）及び補充理由説明書（第 3 の 2，以下同じ。）の中で，保有個人情報の非該当を主張する部分を，当審査会事務局で作成したものである。

別表 3

1 文書番号, 文書名, 頁			2 諮問庁が不開示該当性を主張する部分		3 開示すべき部分
番号	対象文書名	頁	該当箇所	根拠条文 (法 14 条)	
1	監督復命書	1 頁ないし 3 頁	① 1 頁の「労働者数」欄, 「外国人労働者区分」欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄	法 14 条 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	「労働者数」欄のうち「男」, 「女」, 「全体」, 「外国人」及び「企業全体」の各欄, 「労働組合」欄並びに「週所定労働時間」欄
			② 3 頁の「参考事項・意見」欄のうち 5 行目 10 文字目ないし 7 行目	法 14 号 2 号, 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	
			③ 1 頁の「監督年月日」欄, 「署長判決」欄及び「別添」欄並びに 2 頁の「No」欄, 「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日(命令の期日を含む)」欄, 「確認までの間」欄, 「備考 1」欄及び「備考 2」欄	法 14 条 3 号イ, 5 号及び 7 号イ	「監督年月日」欄

			④ 1 頁の「面接者職氏名」欄	法 1 4 条 2 号	
			⑤ 1 頁の「完結区分」欄，「家内労働委託業務」欄，「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄	新たに開示	
2	担当官が作成した文書	4 頁ないし 7 頁	7 頁	法 1 4 条 2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ	
3	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書	1 0 頁， 1 1 頁， 1 4 頁ないし 1 7 頁及び 2 0 頁ないし 2 6 頁	1 5 頁	法 1 4 条 2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ	

注 2 別表 3 は，理由説明書に添付した別表 1 から，理由説明書及び補充理由説明書で，諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分で，当審査会で保有個人情報非該当と判断した部分を除いた部分（別表 2）を，当審査会事務局で作成したものである。